

第2回出雲市消防団改革推進委員会 議事録

日 時 令和3年9月28日(火) 15:00~17:00

場 所 出雲市消防本部 3階会議室

出席者 委員長

森山 靖夫 元出雲市消防長

副委員長

亀滝 和利 元出雲市消防団 副団長

委 員 (五十音順)

石飛 孝夫 出雲市消防団 副団長

大場 利信 出雲市議会議員

小村 貞雄 出雲地域自治協会連絡協議会 会長

高橋 義孝 斐川地域自治協会連合会 会長

中尾 留美 消防団員の家族

錦織 孝司 出雲市消防団 今市分団 分団長

平井 孝弥 出雲市消防長

本郷 創也 出雲市消防団 平田第4方面隊 方面隊長

水師 幸夫 大社地域自治協会連合会 会長

森山 賢次 出雲市防災安全部 防災安全課長

森脇都多江 出雲市男女共同参画センター 所長

山岡 尚 出雲商工会議所 専務理事

助言者 (リモート出席)

永田 尚三 関西大学社会安全学部 教授

事務局

竹田 豊 出雲市消防本部 消防次長兼警防課長

手銭 俊貴 出雲市消防本部 警防課主査

安田 竜二 出雲市消防本部 警防課消防団係長

岡本 譲 出雲市消防本部 警防課消防団係主任

田和 学 出雲市消防本部 警防課消防団係

議 事

(事務局)

皆さま、お疲れ様です。本日は、大変お忙しい中、本委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、佐藤委員が都合により欠席されておられますのでお知らせいたします。また、前回欠席されていた中尾委員が今回初参加となります、よろしく願いいたします。助言者である、関西大学の永田尚三先生は、本日もリモートで参加されておられます。

なお、本委員会は、議事録作成のため、録音をさせていただきますので、予めご了承ください。

開会の前に、まず、資料の確認をさせていただきます。

【資料の確認と概略説明】

◆レジュメ、出席者名簿、新聞掲載記事(写)

◆基本資料

- ・常備消防の組織について (P.55)
- ・火災出場時の消防団活動 (P.58)
- ・出雲市消防団各分団活動状況 (P.59)
- ・令和3年7月・8月 水防団出場人数 (P.60)
- ・令和3年度出雲市消防協力組織一覧表 (P.61)
- ・私設消防団 (P.62)

◆報酬・手当資料

- ・消防団員の報酬引き上げに係る予算額の試算 (P.19)

◆組織編成資料

- ・平成23年出雲市消防団の組織再編について (P.1)
- ・平成23～28年度の出雲市消防団組織再編計画 (P.2)
- ・機能別団員(分団)制度とは (P.7)
- ・消防団員アンケート調査(案) (P.9)

それでは、ただいまから第2回出雲市消防団改革推進委員会を開会します。はじめに委員長から挨拶をいただきます。

1. 委員長あいさつ

(委員長)

皆さま、お忙しいところご出席いただき有難うございます。永田先生もリモート参加ということでよろしく願いいたします。

先般、山陰中央新報に永田先生のインタビュー記事が掲載されましたし、今朝も社説の方

で、松江市の消防団員に比べて本市の報酬が低いことを対比して書かれておりました。また予備自衛官の報酬額が48,000円であることに触れ、消防団も、そこまで上げてもいいのではないかという論調で書かれていたと思います。基本的には消防団を応援するような書きぶりをされていたことをうれしく思いましたし、新聞がこのような課題に関心を持っているということも感じたところでございます。

本日皆さんに議論していただきますのは、先日予告したとおり、まさに消防団員の報酬、出場手当であり、また、その支払い方法といった具体的なところをご検討いただきたいと思っております。

そして本日の検討結果をもとに、それをもって、中間答申という形でまとめさせていただいた上で、再度皆さんにお諮りしたいと考えておりますので、どうぞ活発な意見、忌憚のない様々な意見を頂きますようによろしくお願いいたします。

(事務局)

森山委員長、ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。ここからの進行は委員長をお願いいたします。

2. 消防団員の報酬・手当について

(委員長)

それでは、前回の委員会で各委員から求められた資料について、事務局から資料提供と概略の説明がありましたが、これについて重ねてご意見とか質問がありますでしょうか。

(なし)

それでは、本日は消防団員の報酬手当についてご検討いただきます。

前回の第1回委員会で事務局から、国からの通知ですとか、各市町村の消防団の現在報酬額などを説明いただきました。また、皆様方それぞれ資料にお目通しいただいたと考えております。その中で、確認されたいことがありましたら、まず、ご意見を頂戴したいと思います。(なし)

それでは、前回の説明について概ねご了解いただけているものと思います。

(1) 年額報酬について

ア. 「団員」の年額報酬について

(委員長)

それでは、レジュメに沿って進行して行きたいと思いますが、まず初めに、年額報酬についてです。現在、出雲市は17,500円というのが「団員」の年額報酬となっていますが、これを国は36,500円を標準額として示されております。また、その他の階級については標準額を示さず、「業務の負荷や職責等を勘案して標準額と均衡のとれた額」を市町村で定めるとされています。

まず事務局にお尋ねしますが、県内の他の市町村の動向はどのようになっているのでしょうか。

(事務局)

県内の各市町村の動向ですが、先般各市町村の担当者会議が行われた際に、どこの市町村も国の通知を受けて現在検討中という段階でありまして、松江市については「松江市消防団充実強化計画策定検討委員会」という第三者を含めた委員会を立ち上げ、現在検討中というところであります。他の市町村も具体的なことは分からないという段階であり、ただし令和4年4月1日からの改正は難しいという意見もあったと聞いております。

(委員長)

松江市については、出雲市と同じような形で委員会を立ち上げ検討中ということですが、県内の市町村は、国の示す年額36,500円という数字に対してどのように受け止めておられるのでしょうか。

(事務局)

36,500円の妥当性についてですが、はっきりそのような議論はありませんでしたが、国から標準額として示されましたので、それに沿っていくという考え方であると感じました。

(委員長)

自治体によって消防団の規模も違い、また財政力の違いもあります。永田先生、全国的には総務省の見解に対して各自治体はどのような動き方をしているのでしょうか。

(助言者)

出雲市の動きは全国的にみると比較的早い方だと思っております。全国の市町村的には国の通知を受けて、おそらくこれから検討し始める自治体が多数を占めていると思いますので、出雲市の動きとしては一足早い動きになっていくのではないかと考えております。それから金額の件ですが、これはやはり国の基準に極力沿うような形でお支払いいただいた方が当然望ましいわけですが、実際問題これから色々な市町村が議論を始める形になってくるとは思います。先ほど指摘いただいたように、やはり市町村の財政力、非常に大きな地域格差がございます。消防行政というのは私も全国様々な地域に行って見ておりますが、多様性があるというか、例えば常備消防の規模も非常に大きな違いがございますし、市町村の数だけ消防行政というものが存在するのではないかと考えています。そういう状況の中で本格的に色々な自治体が消防団の団員確保に関して議論を始められると、おそらく相当色々な金額が出てくるような形になるのではないかとこのように思っております。ただ私の予想ですが、国の示した金額ほどは出せないという地域の方が多数占めてくる可能

性が大きいのではないかと考えていると思いますが、そういう状況の中で、なるべく国の基準に沿う形で支出されるというのは、非常に望ましい形なのではないかと考えております。

(委員長)

ありがとうございます。出雲市の議論が先進しているということで周辺の自治体の動向が未だ見えにくいというところですが、逆に言えば我々は県内でも議論を引っ張っていく立場でこの委員会を持っているという理解をすべきだと思います。この委員会が出した結論がある程度県内での結論をリードする部分もあろうかと考えております。

やはり一番基礎となるのが団員の年額報酬 36,500 円をどう見るのかというところだと思いますので、まず皆さんにこの問題について、それぞれの立場からご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いします。

まず事務局にお尋ねします。資料の中に予算要求される際のものであると思われませんが、現行の予算額と交付税算定額を入れ込んだものだと思いますが、報酬・手当資料の 19 ページに表がありますが、これについて説明をお願いします。

(事務局)

説明させていただきます。報酬・手当資料の 19 ページに「消防団員の報酬引き上げに係る予算額の試算」という資料があります。まず左半分が令和 3 年度の予算額という形で現在の年額報酬と出場報酬を合わせると 70,600,000 円となっております。報酬額を引き上げた場合ですが、年額報酬は交付税算入額を当てはめた額、出場報酬については火災出場の部分を 8,000 円とした予算組みの試算であり、合わせた額は 105,682,500 円となります。令和 3 年度予算額と比較しますと、35,082,500 円の増額となる計算になります。

(委員長)

交付税算入額というのは、一応国の示している計算上の額であり、これにしないと国が示しているわけではなく、各市町村においてバランスよく定めることとなっております。何を考えるにしても、まず現行の団員報酬 17,500 円をどうすべきなのかという問題を考えなければ議論は進まないと思います。まず皆さんの立場から意見を伺ってもよろしいでしょうか。A 委員からお願いします。

(A 委員)

報道などの他市町村との比較を見ても、あまりにも出雲市は低いと思います。まして現場でもあれだけ一生懸命に活動しておられる消防団を見ている中、可哀そうという気がしております。国の示す額の満額とはいかなくても、半分以上はあってよいというふうに思います。もっと上げていただきたいというのが私の考えです。

(委員長)

36,500 円には届かなくても極力上げていただきたいということによろしいでしょうか。

(A 委員：「そのとおりです。」)

(B 委員)

消防団員の中には「お金ではない」という方も沢山いらっしゃるのも事実です。しかしながら、報酬額を上げることによって、団に入る、魅力を高めるということも大切であろうと思います。せっかく国の基準額が出たのですから、少なくともこの基準にしてしかるべきではないかと思います。今まで他市町村に比べて決して高くないことから考えれば、むしろ少し高めに引き上げてよいと思っています。他方では団員不足や意識など、非常に難題になっておりますので、これがインセンティブになるとは思いますが、我々としては少なくともそういう部分で考えるのも必要でないかと思います。もう一つ大事なのは、先ほどお金ではないという話も出ましたが、前回もありましたが、この報酬がどのように使われているのかもまちまちでありまして、非常に恵まれている地域で消防団に対する賛助金が出されているところもあれば、全くないところもあり、また運営費にされていたこともありますから、この際、団員の報酬はきちっと引き上げてあげる、必要な費用についてはきちっと支えてあげるという意味において、この実態が調査してあるとの話もありましたが、もう少し明確にして、そのような差を埋めてあげるということも併せて検討していく必要があるのではないかと思います。

(C 委員)

一つ質問ですが、この引き上げられた 1 億を超える報酬ですが市民の税金から全てが出るのでしょうか。

(委員長)

国からの地方交付税は、標準団体というものを決めていまして、これくらいの市町村であれば消防団の規模はこれくらいという大体のものを出して、それに対してこれくらいの金額であるから、その標準までは国から地方交付税として頂けるといいます。ただし、その標準を超えて団員数が多いところであるとか、標準より高い金額の報酬を出している市町村は当然国からの金額だけでは賄えませんから、市税からとなるとと思います。

(D 委員)

私から大まかな説明をいたします。基本的に補助金とかではなく、消防団員の年額報酬及び出場報酬等は一般財源から支出しております。ただし裏付けがありまして、地方交付税に算入されます。この地方交付税、出雲市は現在 1,700 人の団員数ですが、国の算定ではもっと少ない団員数で計算されております。しかし、年額報酬の算定額が団員 36,500 円で計算

されていることから、その額は出雲市が現在団員 17,500 円でお支払いしている総額とほぼ同じになるわけです。ですから、現在の年額報酬と出場報酬はほぼ地方交付税で賄われていることとなります。報酬額の改定による増額により交付税措置額をオーバーした場合は、国から特別交付税という形でオーバーした額の半分くらいは得られるのではないかというふうに考えられております。オーバーした額の半分くらいが市の手出しという、大まかにはそういう形になっているようでございます。交付税は複雑な計算がありまして、はっきりとした額は分かりませんが、財政当局と話をした中では、そういう計算がなされるということでございます。

(C委員)

増額されると、大金が市税で使われるということで質問させていただきました。私から依頼した分団ごと、種別ごとの出場状況の資料を作っていただいております。私としては、年額報酬を上げるよりも出場報酬を上げる方が、公平感があるのではないかと考えております。火災出場などを 3,700 円から 8,000 円に引き上げるのであれば、年額報酬まで上げなくてよいのではと、予算的な心配をさせていただきます。

(委員長)

予算の心配をし始めると、全ての議論がかなり制約せざるを得ないというのは事実であると思います。また今回こうして報酬についての議論をしているわけですが、これで終わりということではありません。組織体制をどうするのかということも引き続き議論していかなければなりません。総和としてどうなるのかは分かりません。もちろん金額を確保するために団員数を減らせばよいという乱暴な議論をするつもりはないですが、今は財政負担を念頭においてこのくらいということは、将来の組織編成の変更を考えたとき、そこまでとられずに議論をしても今はよいと考えております。この組織体制をずっと守り続けて報酬を上げていけば全体予算は上がっていくわけですが、それは常に時代に合った形で見直しを加えながらと考えておりますので、財政的な心配は我々も市民として等しく思っているところですが、それは少し置いておいていただき、消防団の活動に対する報酬額として、それが望ましいか、ふさわしいかという部分で議論していただければよろしいかと思いますが、そういう考え方で進めてよろしいでしょうか。

(C委員)

出場報酬が上がることは良いと思います。

(E委員)

この件につきましては本年 4 月 13 日付で総務省消防庁から通知があったわけですが、資料の試算を見ますと、団員の 36,500 円は妥当ではないかと思いますが、その反面、班長、

部長をはじめ団員に比べ上がり幅が少ないというところを感じます。団員の報酬を基準として考えるわけですから、団員の上り幅で全階級の額を上げるというわけではありませんが、この辺りも考慮すべきではないかと思います。国の算定基準で、出雲市は人口比率からすると 650 人程度ということとなると、出雲市消防団の条例定数 1,841 人というのは約 3 倍近くの人数になりますが、これをまた今後の課題で定員をどうするのかという議論になると思います。現状では団員の 36,500 円は妥当な額であると思いますが、上のクラスの上り幅が少ないのではないかと、それが上になるほど責任は大きいですし、団員をまとめる力も必要ですから、その辺りを考慮していただきたいと思います。

(委員長)

団員の年額報酬 36,500 円は賛成であるが、階級ごとの額の傾斜のつけ方がこれでは今一つ納得がいかないということではよろしいでしょうか。(E 委員：「そのとおりです。」)

(F 委員)

総務省が出した標準額がどれだけの価値があるのかということは想像がつかないところですが、ただし今後、個人へ直接支給されることを考えると、年間なのか半期ずつなのか分かりませんが、ある程度の額があった方が、実際に受け取った者が活動にしっかりと責任を持って取り組む心的なものになるのではないかと思います。

先ほども話にありましたが、階級ごとの傾斜配分が令和 3 年度の予算を見ても現状これだけの傾斜があるのに比べ、試算を見ると部長までが団員とほぼ横並びというのはどうなのかと思います。やはり上になればそれだけの責任もありますし、実際に活動するだけではなく、全体指揮や安全管理もあります。普段も普通の団員以上に、災害に対する情報も持つておかなければなりませんし、責任を持った行動が必要となります。そういうことを考えるともう少しあってもよいと考えます。

また、試算を見ますと出場報酬について、火災の出場報酬を 8,000 円に増額した試算と現状の予算額を比べても総額の上り幅は少ないように感じまして、これは火災出場の報酬を上げた分、その他の出場報酬が削られるのかなというイメージを感じました。今はコロナ禍で集団の活動はあまりできませんが、それでも消防団の責任としては、周りに対して火災を含めた災害予防の啓発活動というのは常に心掛けてしているつもりでございます。そういうことで、色々な行事に参加して啓発活動をすることも非常に多いです。実際に水害や火災現場に出るだけではない、私はどちらかというと、それ以外のところの普段の啓発活動の方が大切ではないかと思っておりますので、その他のところで額は低いかもしれませんが、そこへの支給をしていただく基準というのも気になっているところですので、そういうところも大まかでよいので示されてもよいかと、そこを含めた額ではないかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(委員長)

階級間の計算分について、確かに現在報酬では 17,500 円から 22,000 円、25,000 円、29,000 円と階級が上がるごとに段階を踏んでいます。国の交付税算入額では 36,500 円から班長 37,000 円、部長 37,000 円と、この間ほとんど変わりありません。この辺り出雲市としてどう定めていくのかということも本日決めていくことだと思いますので、こうすべきということの後ほど伺いたいと思います。

(G委員)

消防団の皆さんには、水防活動の水防団としてお世話になっているところです。今年も 7 月・8 月の豪雨・台風においても市及び消防本部からの依頼、それから地域からの依頼で大変お世話になったところがございます。また今回の水害だけではなく、普段から大雨で河川が増水した際にも巡視をお願いしたりしているところであります。我々としても災害に対して、減災等の観点からも消防団の維持というのは大変大切なことだと思っております。金額に対して私の立場からなかなか申し上げにくいところがございますが、もちろん報酬だけではないですが、団の維持のために必要な報酬はしっかりと支給すべきという考えは皆さんと同じであります。

(H委員)

国の示す団員報酬 36,500 円を基本ベース、出発点にすべきであると思います。また階級間での額差についても 36,500 円というのを基に考えていけばいいのではないかと考えております。せっかくですので永田先生にお聞きしたいのですが、正団員と準団員のことを先生は述べておられますが、これは責任の度合いというか、実際に活動するうえで責任の大きさを弱めるということなのか、その辺をお聞きしたと思います。

(助言者)

可能性の部分で、今後どのようにすればよいのかという意見を聴かせていただきたいという中で、直ぐにという話ではないのですが、中長期的にこういう形にすれば望ましいという話の中の一つとして私が言及させていただいたところが記事になっていると思います。私の個人的な意見ですが、私が消防団の調査をして非常に感じるのは、消防団の方々が色々な活動をされていて、中には消防団の今やられている活動のご負担が非常に大きいというご意見というのもしろいろと出てきている部分があると思うわけですが、そのところが今回の総務省の検討会にも繋がってきているのではないかとと思うのですが、一方で調査していると、ものすごくやる気のある層の方々がいらっしゃり、そういう方々をもっと今後すくいと上げていく、やる気のある層の方々をもっと消防団の活動を熱心にやりたいという、そういう層の方々に対して、やはり専門性の高度化みたいなことというの、あってもいいのではないかとというような話で、そういう文脈の中でお話させていただいたと思うのですが、

相当先の課題の話としてお話した部分が今回記事になったという気がしております。

なお、現時点で、この議論をするという意味で発言したのでは全くなく、今回の委員会では、やはり色々な議論には段階があると思いますが、その段階にはもちろん達してないというつもりでお話したことなので、私も色々な行政でこういう審議会等も参加させていただいておりますが、やはりその時点の現実的な話を念頭に、もちろん学者としてこうあるべきであるというような考え方はありますけど、当然今この段階で検討しなくてはいけないことと、中長期的にこうした方がいいのではないかという話は、また少し次元が違う話ですので、そこはすみ分けて、私も使い分けをして普段コメントさせていただいておりますので、その話そのまま、私もこの審議会でその話を持ち出すつもりは全くございませんので安心していただいて結構かと思っております。

(委員長)

また今後、組織体制を議論する際に、現実的なもの、中期的なもの、長期的なものの中でご意見を承りたいと思います。

(I 委員)

皆さん、本日の山陰中央新報の朝刊、これを読んでみたいと思います。

大事なことは、予算は後から付いて回るようなことを我々も裏付けとして持つておかなければならないことが大事ではないかと思っております。読んでみたいと思います。

「歴史は地方にまだ消防職員がいなかった明治時代に遡り「義勇」の心で成り立ってきた。消火活動だけでなく行方不明者の捜索、ポンプの操法訓練や防火の見回りなど業務は多岐にわたる。これに加えて度重なる災害である。「義勇」の精神を尊重し、これに応えられる仕組みの構築が必要だ。柱の一つは、処遇の見直し。非常勤特別職の地方公務員である消防団員は、市町村の条例で年額報酬や出動した際の手当が決まっている。例えば松江市消防団の年額報酬は 32,500 円で、同じような人口規模、災害リスクがある出雲市消防団は 17,500 円と、2 倍近い開きがある。一つのたたき台ではあるが、災害に度々見舞われる 1 級河川・江の川の流域などは、消防団を大事にする視点で予備自衛官並みに引き上げる判断があってもいいのではないか。人材確保や流域治水の観点から、」というような記事があります。

既に世の中がこのような流れになってきているような気がします。そこで大事なことは、インセンティブを明確化して、動議付けが必要ではないかと思っております。同時に報酬額をアップした場合はモチベーションもアップしますので、さらなる団員の確保とか、あるいは団員そのものの士気の高揚とか、そういうところが結びついていかなければいけないのではないかという考えを出さないといけないと思っております。予算については、こういう必要性があるからこうしてほしいということを説明すれば、予算はついてくるものではないかと思っております。

36,500 円が妥当かどうかは私にも分かりません。県内でも江津の方では度重なる災害に

見舞われる。場合によっては命がけで活動している。こういう所では 36,500 円では少ないのではないかと思います。各地方でやっている活動の内容や頻度によって 36,500 円が妥当かどうかを考えていかなければならないと思います。

(J 委員)

年額報酬について皆さん引き上げの方向で進められる考えであります、その方向でよいと思います。その目安として交付税算入額などがある。標準では 36,500 円ということですが、出雲市は標準額に至っていない。皆さんが決定されることに異論はありません。それと階級別の年額報酬ですが、これはそれぞれの市町村で決定ということで、今までの金額がなぜかという説明を聞く必要があります。もう一つ、出場報酬についてですが、改定されてしかるべきであると思いますが、国の示されている 8,000 円についてですが、国の方は災害に出動した際の報酬とされていますが、資料では火災出場と書いてあります。これは火災限定ではなく災害全般ということによろしいでしょうか？(事務局回答:「水火災、地震等」)

年額報酬については先ほど話したとおりです。

(K 委員)

国から示されている 36,500 円、これを基本に考えるのが良いと思います。それより高くするのであれば、また低くするのであれば、それなりの理由が必要ではないかと思います。

(L 委員)

報酬額の引き上げに関しましては、他の委員さんの意見にもありましたように、団員もそうですが、階級によっての差額に関しても、副団長、方面隊長、分団長など上の立場になる人も人材不足、なり手不足という現実がありまして、やはりモチベーションの向上という意味では、団員だけではなく、ある程度妥当なラインで上げていただくと意識も変わってくるのではないかと思います。国の示す年額報酬 36,500 円に対して良い形の比率で上げていただくと良いと思っております。

(D 委員)

36,500 円をどう見るかということではないかと思います。私の記憶では、現行の報酬額は旧出雲市時代とほとんど変わっていない状況であります。その時ですら消防団のなり手が無かった、それよりも今はもっと厳しい状況の中で、なかなか現状の 17,500 円ですらお願いしますというのは厳しいところがあるかと思えます。ただ 36,500 円、これに妥当性があるのかというと非常に判断が難しいところです。先ほど K 委員も話されましたが、これより上又は下であればそれなりの理由が必要ですが、国から 36,500 円が示されていますから、これが基準になるのかと思えます。考えてみると 36,500 円というのは 1 日当たり 100 円の計算になります。消防団の方は 24 時間、何かあったら直ぐ出なくてはならないという気持

ちを常に持っておられると思います。それに対する報酬ということは1日100円という報酬は妥当ではないかと、また国が示している額ということで36,500円が団員については軸になるかと思えます。団員より上位の報酬額については、交付税算入額で団員より責任が重い班長、部長の階級について500円しか高くない37,000円であるというのは違和感がある気がします。

(委員長)

国が36,500円という標準額を示していて、それより上げるのであればそれなりに上げる根拠を示さなければ上げるとも言えませんし、逆にそれより下げて例えば32,000円としたならば、それは何を根拠にということを示さなければなりません。そういったこともあって国もはっきりした数字を基準にということを行っているのだと思います。予算の部分を心配していただいた意見もありましたし、それぞれ災害の多い少ないによって活動実態を反映したそれぞれの自治体の額があってよいのではないかというご意見もまた妥当性があるところだと思いますが、逆に36,500円を国が示している以上、これから離れる金額を議論することが結構難しいのかと思っております、これを軸に考えてよいのではないかと思います、反対の意見がありますでしょうか。

(M委員)

私も団員の年額報酬36,500円を軸に考えることに賛成します。

(委員長)

それでは、基本的には36,500円という金額を軸として傾斜配分を考えたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。(全員：異議なし)

イ。「団員」より上位の階級の年額報酬について

(委員長)

それでは階級ごとの報酬額について議論する前に、国の交付税算入額とは違う考え方で出雲市は運用してきたわけです。その部分について、それぞれ責任の多寡といいますか、国の交付税算入額を見るとあまり任務に差が無いような印象を受けますが、現実には消防団を運営していく中で任務の責任の重さの違いというものがあれば、事務局に説明していただけますか。

(事務局)

報酬・手当資料の18ページをご覧ください。こちらは団長から団員までの各階級の職務についての資料です。上の方には団規則で規定されている職務を記しております。まず、団員より班長、部長というところになると、現場で一つの部をまとめていく責任があります。

部長が不在の時は班長が部長の代理をして部をまとめ災害活動に当たるといったところがあります。その上の副分団長、分団長になりますと、各部、複数の部をまとめ現場活動の指揮を執ります。部長、班長という階級には、各部の部長、班長のほかに、方面隊の伝令部長、分団の伝令班長というものも含んでおります。伝令部長につきましては団本部付で方面隊役員でもありまして方面隊の運営に携わり、また伝令班長は分団 3 役に位置付けられ分団の運営に携わるという職務もあります。その上の分団長、副分団長につきましては、まず分団長は災害現場で現場指揮本部に入り、消防団の活動の全体指揮を執ります。また分団長不在時には副分団長が代行し指揮を執りますので非常に重要なポスト、責務があります。さらに上の方面隊長、副団長、団長となりますと、団本部というところになりまして方面隊長は、火災で言いますと延焼拡大などで複数の分団が出場した際に現場活動の指揮を執ります。また方面隊長は管轄する複数の分団をまとめるとともに団本部として出雲市消防団全体の運営にも携わりますので会議も多くなりますし、職責も非常に重くなります。

(委員長)

要するに、団員 17,500 円から班長 22,000 円、部長 25,000 円と階級間差を設けているのは、それに応じた責任分担の軽重があるから、このような差をつけて運用してきているということですね。であれば年額 36,500 円を基礎としたところで、そういった軽重を踏まえた階級間格差というものを形の上で作っていくべきだという理解でよいでしょうか。

(E 委員)

当然、出場ばかりではなく普段からの訓練あるいは分団又は部をまとめるという責任があります。現場だけでなく普段からの統率力というものがありますから、当然責任が重大となります。団員の 36,500 円から比べるとあまりにも上の報酬額が低すぎるのではないかと思います。階級が上がってこの程度であれば上がりたくないという者も出てくるのではないかと思います。

(委員長)

意味合いはよくわかりました。36,500 円を軸に適切な階級間の格差を設けるということですが、何か案を持っておられますか。

(事務局)

あくまで案となりますが、交付税の算定額で 37,000 円となっている班長と部長を、例えば班長 38,000 円、部長 40,000 円とする。または班長 40,000 円、部長 43,000 円と上げる。こうした場合、総額はどんどん上がっていきます。団長以下の報酬額を交付税算入額より少し抑えて、部長、班長の報酬額を上げるという形も、財政当局と協議しながら考えていかなければならないことかと思っております。お配りした資料と比べていただきたいのですが、

例えばですが、班長 38,000 円、部長 40,000 円、副分団長 45,000 円、分団長 50,000 円、副団長・方面隊長が 60,000 円、団長 80,000 円とすると、交付税算定額で計算した試算より合計で 38 万円程度増額という形になります。

(委員長)

この委員会では、団員報酬 36,500 円を軸にこういう傾斜配分をという方針を示すことでよいのか、各階級の報酬額もそれぞれ決めた方がよろしいですか。

(事務局)

まず、基準となる団員の年額報酬の金額を決めていただきたいことと、また、階級ごとの職責に応じた傾斜配分が必要ということを決めていただきました。あとは、どれくらいの傾斜配分が適切かというところは示していただきたいと思っております。こちらについては非常に大きな金額になります。

(I 委員)

例えば、副分団長が現行の 29,000 円から 45,000 円と大幅アップとなっております。この辺のアップ額を見ていきながら、増減比を確認しながら考えなければいけないと思います。

(委員長)

団員の報酬額を 36,500 円とすると、副分団長が 29,000 円のままとはいきませんので当然増額となるわけです。

(I 委員)

ただし、45,500 円が妥当かどうかということは考えなければならぬことだと思います。

(委員長)

その 500 円を増やすのか減らすのかという議論をここでしていったら、妥当な結論が出るのかは難しい問題であると思います。ただ国の交付税算入額を基に考えると部長、班長が 37,000 円と同額、団員とほぼ変わらない額というのは、今まで運営してきた現実、あるいは消防団員の皆さんの感覚からすると受け入れられないだろうという印象を持っているところでして、具体的な金額をまとめるのは難しいですが、例えば団員 36,500 円、班長 38,000 円、部長 40,000 円、副分団長 45,000 円、こういった階級間差というのはどのように感じられますか。

(E 委員)

資料の試算の計上を見て倍率計算しますと、団員は約 2.08 倍、班長が 1.68 倍、部長が

1.48倍、副分団長が1.67倍、分団長1.32倍、副団長1.38倍、団長1.18倍となります。出雲市は、9月14日の新聞にも載っていましたが団員報酬17,500円と非常に安いわけで、松江市は同規模、若干大きいですが32,500円が団員報酬になっているわけです。松江市の団員以外の階級の報酬額がどのようになっているのか、同額にしたいわけではありませんが、あまりにも格差があるのはいけないと思います。私は以前から思っていますが、団長の年額報酬が70,000円というのは安すぎると思います。団長は団長なりの責任が非常に甚大です。最終的な決断を団長がすることが多々ありますから、一般団員が36,500円に上がったなら、これと同じ倍率とは言わないまでも、同じ規模の他市町村はどの程度で推移しているのかということが知りたいと思います。これが試算どおりで上がったならば、階級の上の方々から反発があるのではないかと思います。

(M委員)

資料の16ページに松江市の現状の年額報酬が載っています。団員が32,500円、班長が33,500円で1,000円の差、そうすると今度改定する際は、班長は38,000円くらいとして、部長が42,000円くらい、副分団長45,000円、分団長50,000円、副団長69,000円、団長82,000円というようなところでどうでしょうか。

(事務局)

雲南市が、M委員の提案の額に近いのかと思います。

(I委員)

ここで決めるのではなく、今の考え方を考案したうえで傾斜をつけて、他市町村の金額も参考としたうえで定めていただく。

(委員長)

一つひとつの階級の報酬額を議論していくわけではありませぬので、先ほどK委員から話が合ったように、また皆さんからこういった間差でというE委員、M委員から意見も頂きました。また事務局から雲南市の報酬額が我々の議論している階級間差に近い考えではないかという意見を頂きました。つきましては、こういった流れを踏まえて事務局で案を作っていたら、お示しいただいて、それをもって良し悪しを考えてはと思いますが、そういった方向でよろしいでしょうか。(各委員了承)

(2) 出場報酬について

(委員長)

続いて出場報酬の議論です。出場報酬については、国から災害については日額8,000円という標準額を示されておりますが、これについて事務局から説明がありますか。

(事務局)

出場報酬については、国から水火災、地震等の災害出場について1日8,000円を標準額とする通知がありました。今現在は、1回3,700円としていますが、これは1日3,700円ではなくて、1回4時間としており4時間を超える場合は3,700円の2回分ということになります。先ほど資料に示しました出場報酬の試算について、あまり差がないという話がありましたが、こういったところが理由となっております。ただ国の示している1日8,000円というのは、1回出場すると2時間でも8,000円という標準額です。しかし8時間を超えるような活動についてですが、今年も日をまたいで2日間の活動がありましたが、そのような長時間にわたる災害活動、例えば十何時間という活動について、1日8,000円であるから8,000円のみというところも厳しいかと思えます。事務局の案としては、8時間を超えたら超えた分のそれなりの報酬を定めるべきではないかと思っております。

(委員長)

災害出場については、他の出場と区別して8時間までを8,000円と考えたい。8,000円を超えた部分については、さらに追加が必要ではないかということですね。災害出場とは火災に限ったものでしょうか。

(事務局)

報酬・手当資料の3ページ、国の通知の別紙1の第3に、出場報酬の標準額とは災害(水火災又は地震等の災害をいう。)となっておりますので、出雲市もそれに合わせた災害出場と考えています。

(委員長)

国の示したものは8,000円にし、その他については今までどおり3,700円でいくということでしょうか。

(事務局)

災害出場以外の部分については、国の通知で、出勤の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額を市町村で定めると通知がっております。事務局としての案ですが、1日当たり8,000円が標準額でありますので1日の勤務時間が概ね8時間と考えると時間1,000円というのが一つの基準になるのではないかと考えております。例えばですが、訓練であれば3時間から4時間ですので、4時間と考えるなら4,000円の出場報酬、会議については2時間を基本とすれば2,000円、そういったところが標準額と均衡のとれた額になるのではないかと考えております。

(委員長)

水火災、地震等については国から1日8,000円という標準額が示されていて、本市においても同じようにするのかという議論だと思います。

(委員の中で、説明に色々な数字が出て分かりにくいとの意見あり。)

災害出場についての額、その他というのがどのようなもので、それぞれ何時間でこの額というようなものを示した一覧表のようなものがあると見て分かるのですが、概念的な説明では分かりにくいということです。

(事務局)

災害出場にあっては国の示す1日8,000円というのは妥当ではないかと、今までも災害出場については8時間であれば3,700円×2の7,400円の手当を支出していましたので、そんなに差はないというところです。ただ8時間を超えた場合は、災害にあっては例えば4時間を基準として4,000円を追加した額があってもよいのではないかと考えております。災害以外の手当につきましては、何があるのかと申しますと、訓練、会議、火災予防活動、応急手当普及員活動、研修、ポンプ点検、そのほか防火水槽の点検などもあります。資料としましては報酬・手当資料の16ページ、こちらに出雲市の現在の手当ですが、火災は1回4時間3,700円、警戒、訓練、その他、全てにおいて1回3,700円、これは4時間を超えても1回3,700円としております。

(委員長)

警戒、訓練、その他について現状3,700円となっている。先ほど言われた1時間単位で、時給1,000円とみて出場時間によって金額を決めるという説明だと思いますが、その該当するものがどのようなものがあって、現状の実態と、そう改めるべき理由はどこにあるのかを示していただきたい。

(F委員)

火災出場して次の日に現場検証がありますが、それに立ち会ったり、現場検証の手伝い、掻き出しなどを手伝うと非常に時間がかかったり、長くなると次の日もということがありますが、そういった場合はどのようになるのかをお示しいただきたいと思います。

(事務局)

資料16ページの表で「警戒」にあたりますが、警戒や原因調査は4時間単位として1回4,000円としてはどうかと事務局では考えております。訓練は3時間程度で3,000円、会議は2時間程度であるため2,000円というところではないかというところです。

(F 委員)

時給で支給するというのでしょうか。

(事務局)

ただし、訓練は 1 回として 1 時間であっても 3,000 円、会議は 1 時間であっても 2,000 円、全て 1 回としての金額を定めてやりたいということを考えております。

(委員長)

事務局の説明を整理しますと、水火災、地震等の災害出場は 1 回 8 時間 8,000 円を支給する。更にそれら活動が延長となった場合は 4 時間毎に増額する。ここまでは理解できません。そのほかの、再燃防止の警戒、操法訓練など 4 時間単位で 1 回 4,000 円ということでしょうか。

(事務局)

一律に 4,000 円ということではなく、標準額が 1 日 8,000 円ということから、業務の負荷や活動時間を勘案して標準額と均衡のとれた額とするため・・・

(委員長)

もちろん分かりますが、はっきりしないものを投げかけられても何が適切であるかを委員会で判断することは難しいと思います。例えば、災害以外の出場は概ね 4 時間程度までであるから、災害出場の国の標準額 1 日 8,000 円から考えて、一律 4,000 円という提案であれば皆さん納得されると思います。ですので、具体的な金額を示していただいて、それから時間が延長した場合に追加報酬をどうするのかということでないでないと議論が進まないと思います。

(F 委員)

具体化の前に、今あるものを下げるというわけですね。

(事務局)

下がる部分もあります。

(F 委員)

災害出場は上がるかもしれませんが、その他はほぼ下がるように感じます。もともと現行の 3,700 円というのは、上げていただいて少し費用が捻出できるという話になった経緯があると思うのですが、それがまた下がって 3,000 円になるとか 2,000 円になるということですね。

(事務局)

今の考え方ですと、そうなります。

(F 委員)

例えば会議についてですが、方面隊長以上の方は非常に会議が多いようです。消防本部で開催することが多いので、市内でも遠方の方は、燃料代はそれほどかからないにしても、それだけ仕事を早く切り上げて出席される場合もあります。それを 1 回 2,000 円で区切られるというのは可哀そうというのが私の思いです。

(E 委員)

今の話ですが、分団長以上が消防本部での会議に出席します。いつも 19 時からの会議ですが、着替えて来ますので、遠方の者は仕事を早く切り上げて 17 時頃には一旦帰宅して、準備して出かけるわけです。遠い者は 25~30 km 離れている者もいて、往復を含めると 4 時間くらいかかることになる。これを今の 3,700 円から約半額の 2,000 円にするとすれば反発も出ると思いますし、納得はできないと思います。会議は 2 時間かもしれませんが前後があることも考慮していただきたい。

(L 委員)

感覚的なものがそれぞれ違うような気がしています。現役消防団員として、今まで 3,700 円を頂いていたから、それが妥当な金額ではないかという感覚であるのですが、一般の方からみて 2 時間の会議で約 4,000 円貰えると考えたときに、はたしてこれが高いのか安いのか、そこがどうなのかが私の知りたいところです。

(A 委員)

本来、会議とかに出席するとなると費用というものがあって、交通費もかかります。今は報酬を議論しているわけですから、災害出場などの報酬と費用を同一で考えるのはどうなのか。交通費であれば距離で差があるわけですから、確か出雲市に公共交通機関の賃金を換算した計算表があると思いますが、会議費については高い低い意見として出るかもしれませんが、費用は本来そちらで計算すべきではないかとも思います。

せっかく出雲市は 3,700 円という経緯があって、国は今回 1 日当たりという示され方がされており、今までのルール化から単純に 4,000 円にして、警戒や訓練などの報酬額としてはどうでしょうか。むしろその方が分かりやすいと思います。

先ほど超過の話があり、未だそこは議論されていませんが、特に災害では何日もかかることがあると聞きましたが、同じ団員の方が全て対応しておられるとは思いますが、しかし 8 時間では終わらないことがあると思います。通常我々が働くのに労働時間というものがある

り、それを越せば手当が出るわけで、それと同じにはならないにしても、1回4,000円の区分けがしてあれば、8時間を越した場合、それが2時間や3時間で4時間未満だとしても1回分の手当は8,000に4,000円を足して12,000円というように、今まである制度をスライドして、国の基準をベースに合わせてやれば非常にわかりやすいと思います。

(委員長)

先ほどの意見によりますと、今まで3,700円で一律支給していたものを、災害については8,000円にすること、これについては委員の皆さん異論はないと思います。時間が超過すれば4時間単位で追加する、これも異論はないと思います。

警戒、訓練等も国の示す8,000円の半分4,000円にして一律で支給してはどうだろうか、会議については市の基準等を参考にして考えたかどうかという意見を頂きました。

そもそも訓練と会議を切り取って、時間単位で考える理由は何でしょうか。どういう考え方に基づく提案でしょうか。

(事務局)

国からの通知にあります「活動時間等を勘案し」というところで、8,000円を時間単位で換算すると時間当たり1,000円になるのではないかとということで提案させていただきました。

(委員長)

いずれにしても今この場で、訓練、会議など踏まえて金額まで決めていくのは難しいので、これについて、根拠と金額を一覧表として、皆さんに簡潔な形で理解いただく必要があると思いますし、根拠とともに説明が必要であると思いますので、委員会として資料提出を求めます。

災害以外の出場報酬については、ここで一旦置かせていただいて、次の議題に移りたいと思います。よろしいでしょうか。(全員了承)

(3) 報酬等の支給方法について

(委員長)

報酬等の支給方法について、今までの議論の中では各個人に直接口座払いにしようという提案を事務局から受けていたと思います。この事務局提案について皆さんいかがでしょうか。F委員から前回、コミュニティ消防センターの維持管理費などの出場手当から支出している部分があるため、個人から再度徴収するのは団員から反発があるのではないかと意見がありましたが、運営に必要な経費については別に議論があるようですので、まずは個人に直接口座払いにすることの是非について皆さんの意見を承りたいと思います。

これについては世の中の流れとして当然ではないかと思いますが、全員一致で異議なし

ということでもよろしいでしょうか。永田先生、これについても全国の趨勢としては当たり前という理解でもよろしいでしょうか。

(助言者)

そのとおりです。今回の国の一連の消防団改革、見直しの中で、ここが一番譲れない部分であると思いますし、ここはこれ以外の選択肢はないのかと思っております。

(委員長)

それでは、報酬等の支給方法につきましては皆さんの満場一致で結論が得られましたので安心しました。

(4) 団・分団の運営に必要な経費について

(委員長)

団・分団の運営に必要な経費については、前回の議論の中でF委員から発言のありました、コミュニティ消防センターの管理運営費用、例えばトイレトーパー代も団の方から出していたということですし、その他細かな雑費のようなものがあるということでした。それも報酬や出場手当から支出頂いているというのは公共の施設の維持管理運営のあり方としては間違っているように思います。当然にそれは市が持つべきであると思いますが、この経費の支払いについて事務局の考えを聞かせてください。

(事務局)

先ほど話がありましたように、これまでは団員さんの手当の方から分団の運営費、部の運営費というのが支出されていたと思います。これについて報酬等を個人支給にすることによって運営費が無くなる可能性が高いということでした。公共施設であるとともに運営費についても公費で賄うべきということで、事務局の方で運営に係る経費について調査を行いました。調査内容の中から、公費で賄うことが妥当であるものを団幹部の方に検討していただきました。その結果、各部に年間6万円、分団に3万円程度の運営費が必要ではないかというところで、予算化について検討しているところです。

(E委員)

先般、9月13、14、16日と分団長会議を行いました。その中で、警防課からどういう物が公金使用の対象となるかの説明がありました。これについて分団長の皆さん納得されて、あとは会計報告が必要であるという説明もありましたので、その辺も概ね納得していただいていると思います。

(委員長)

考え方としてはご理解いただいたということでよろしいですね。

それでは、その金額までこの場で議論する必要はないと思いますが、「必要な運営経費については報酬や手当からではなく、別途、市が公費で予算化をするべき。」という議論でよろしいですね。これにつきましては結論を得ることができました。

(5) その他

(委員長)

それでは、今回、年額報酬について 36,500 円を基準に適切な傾斜配分をつけて各階級の報酬額を定めるということで皆さんご了解いただきました。出場報酬については、概略は分かりましたが、もう一度議論をさせていただくことになりました。

年額報酬の改定時期について話をしておく必要がありますが、国からは来年の 4 月 1 日を目途にということを示されていますが、これについては財政事情との関係があるため、今から議論を始めた自治体が、来年の 4 月 1 日に間に合わせるのは非常に厳しいであろうということを感じておりますが、そのあたり事務局としての意見をお聞かせください。

(事務局)

財務部局と協議はしておりますが、予算の大幅な増額となりますので、令和 4 年 4 月 1 日に間に合うのかというのは、非常に厳しい状況ではないかと感じています。また委員会の今後の議論に、組織体制の見直しがあります。将来の体制が見えてくると次の計画が立ちますので、計画に基づいて予算を上げていく方向が協議として必要ではないかと思っております。このことから、令和 5 年の 4 月 1 日からということであれば可能かと思われませんが、令和 4 年の 4 月 1 日からは難しい状況かと思っております。

(委員長)

報酬額等の改定時期について、本委員会としての目標は令和 5 年 4 月 1 日にはということによろしいのか、委員の皆さんいかがでしょうか。(異論なし)

報酬額等の改定は令和 5 年度からとしても、直接支給については早くできるのではないのでしょうか。

(事務局)

直接支給につきましては、事務的、技術的な問題につきまして関係部局とも協議してまいりまして、来年 4 月 1 日から可能ではないか、現状の報酬額で個人口座への直接支給は可能であると考えております。

(委員長)

わかりました。それでは、個人支給については令和4年4月1日から、報酬額等の改定については令和5年4月1日からにするといった目標期限についても、中間答申に盛り込むということで検討いただけますか。(事務局了承)

一部積み残しはありますが、概ね予定の議論ができたところです。積み残しの部分を本日議論することは難しいと思いますので、本日の議論はここまでであると思いますが、皆さんいかがでしょうか。(全員了承)

事務局から次回の検討事項について説明願います。

3. 次回の検討内容について

(事務局)

報酬・手当に関しましては、今回議論いただきました結果をもとに、次回、中間答申の案として、また出場報酬につきましては具体的な案を資料として説明できるようにいたします。次回、第3回の委員会では、中間答申の内容について決定していただき、その後は組織編成の議論に移っていただきたいと思います。その組織編成について、事前の資料について説明させていただきたいと思います。

◆資料：消防団組織図（基本資料 P.17）

◆資料：分団勢力図（基本資料 P.18）

分団ごとに部数、団員数、人口100人当たりの団員数、人口、世帯数、面積を地図上のそれぞれの地区の位置に示しております。例として、日御碕をご覧ください。日御碕分団は、3部、39人、人口601人ですので、人口100人当たりの団員数は6.49人、世帯数は241世帯、10.6キロ平方メートルの面積を抱えているということになります。もう一つ例を挙げますと、荘原北分団は、2部、27人、人口4,261人、人口100人当たりの団員数は0.63人、1,550世帯、16.4キロ平方メートルの面積を抱えています。これは今年の6月末現在の人口を基に各分団の定員数で勢力を示した図となっております。

◆資料：平成23年出雲市消防団の組織再編について（組織編成資料 P.1）

市町合併の際、それぞれの消防団がそのままの編成で合併した以降、組織再編が行われた時の資料でございます。2ページには、当時の消防団を取り巻く現状として、常備消防力の強化、消防団の役割の変化、団員確保の困難化ということが書かれておりますが、現在と同じような問題が挙がっております。3ページには当時の再編の考え方、再編の基準が書かれております。当時は原則として、1分団の部数は2部とし、団員数は1分団当たり12人とするなどの基準があり、ただし地域性、面積であったり消防拠点から遠隔地であったり、世帯数、水防、観光地、海岸・湖、急傾斜地などを勘案して部数や団員数を増やす要件としております。また5ページには、今後の課題として施設・装備の整備計画や機能別消防団員の導入のことを書いておりますが、機能別消防団員とは先ほど永田先生の新聞記事にありました正団員と準団員、これの準団員の方に位置付けられるものにな

と思います。また女性団員の加入促進についても課題としております。

◆資料：平成 23～28 年度の出雲市消防団組織再編計画（組織編成資料 P.6）

今回、委員会で組織編成を検討していただく際に、以前このような考え方で検討されたということを知っていただくと、参考になるのではないかと考えております。また、平成 28 年から前年度までの間、斐川地域の再編を行いました。この計画に基づいて再編しております。

◆資料：機能別団員（分団）制度とは（組織編成資料 P.7）

先ほど準団員という言葉が出てきましたが、国の方では機能別団員制度ということで総務省消防庁のホームページから紹介させていただきます。これは、消防団員としてすべての活動に参加するのではなく、特定の消防団活動や時間の許す範囲で活動することができる制度を設けるものです。火災予防・広報を行う団員、OB 団員は火災に特化したもの、それから機能別消防分団としてバイク隊、女性消防分団、水上バイク隊、大規模災害のみ活動する分団、ドローン隊、このような機能別団員、機能別分団などがあります。

島根県においては現在、松江市と雲南市で機能別消防団員が存在しております。

◆資料：消防団員アンケート調査（案）（組織編成資料 P.9）

消防団員の皆さんへアンケート調査をしてはという事務局からの提案です。分団長以下の方に WEB 形式、インターネットを利用したアンケート調査を考えております。それぞれの所属、年齢、経験年数を入力いただき、火災出場に関しては自宅から格納庫までの参集にどのくらいの時間がかかるのか、勤務地からの参集について、地震・風水害等の災害に対する意識調査、団員確保に関する問題点などの調査、当事者である消防団員の皆さんからアンケート調査をすることで実態を把握するための提案でございます。

以上が次回委員会の資料のご説明となります。

（委員長）

只今事務局から説明のあった資料の項目について、問題意識をもって次回委員会に臨んでいただきたいと思います。アンケートについては、いつ頃実施予定でしょうか。

（事務局）

本委員会でアンケート実施について了解を頂ければ、団本部の総務部会に諮り承認を得た後に実施し、10 月の下旬には結果が出るのではないかと思います。

（委員長）

それでは次回の委員会で、アンケート結果を踏まえた検討ができるかもしれないということですね。わかりました。アンケートの内容については、団に諮られてするのであれば、ここで詳細に検討することもないと思いますので、団の了解を得られたうえで実施し、次の委員会に良い資料として提出いただければと思います。よろしいでしょうか。（委員了承）

(事務局)

そのほか必要と思われる資料の依頼があれば準備いたします。

5 その他

(委員長)

全般的なことですが、できるだけ表を示すとか、具体的な検討のしやすい資料で議論をさせていただきたいと思います。その方が議論を進めやすいことと、わかりやすいと思います。事務局の皆さんは心の中で理解して説明しておられると思いますが、我々はイメージが直ぐには湧かないため、そのところをよろしく願いいたします。(事務局了承)

(F委員)

先ほど機能別消防団員の説明の中で、県内で導入している自治体があるとお聞きしましたが、その実態が分かりましたら資料をお願いしたいと思います。

(E委員)

先ほども話しましたが先般、分団長会がありまして、そこである分団長から、各分団の消防団確保についても地域の体制についても、48分団もあれば違うものですから、それぞれの実状について意見を伺いたいとの意見がありました。数年前に調査はありましたが、現状で何に困っているかという意見を集約していただいて、その内容についてこの委員会で討議していただければと思います。

(委員長)

大変良い提案だと思いますが、皆さんいかがでしょうか。消防団を抱える自治会の皆さんの感覚というものも知りたいところですが、なかなかそれだけの数の意見を頂くのは難しいと思いますので、そのあたりを踏まえたうえで、各分団の方から意見を取りまとめたいただければ良いことだと思います。皆さんいかがでしょうか。(委員了承)

それでは、この手配については事務局にお願いしてもよろしいでしょうか。(事務局了承)

(H委員)

火災現場での常備消防と消防団との関係、例えば規制線を張られるのはどこなのかなど、指揮命令系統はどのようになっているのかの資料があればと思います。

(委員長)

本日提出していただいた資料で、火災現場で消防団がどのような動きで活動するのかフローチャートがありました。資料としては分かりますが、一度、具体的に発令があってから

の消防団の活動の流れを説明していただく時間をとっていただければと思います。資料だけでは分かりにくい部分もありますので、具体的にこういう時は、こういう命令を受け、このような活動をするというような説明です。そういうことでよろしいでしょうか。(H 委員了承)

(F 委員)

基本資料の 18 ページ、勢力図の中に人口 100 人当たりの団員数というのがありました。これは人口全てに対してということですね。(事務局：そのとおりです。)

(委員長)

住民基本台帳の人数であるのであれば、自治会に加入している人だけではない全ての人数ですので、団員確保に係る現実の受け皿はもっと小さいかもしれませんね。

(F 委員)

委員長のご指摘のとおり、この先、団員確保についての話に進んだ時に、実際に団員になりうる年代、いわゆる就労人口あたりとの比というのを知りたいと思います。例えば高齢化が進んだ地区というのは 3 割から 4 割が 65 歳以上であったり、若年層は 1 割であったりとか、実際に消防団員として協力できる年代というのが何人いるのか、それに対しての団員比率が分かれば、一つの参考になると思います。団員確保というのが一番大切な部分になると思われますので、もし算出できるのであればお願いしたいと思います。(事務局了承)

(委員長)

事務局の皆さん、今回の会議に向かって色々多くの作業がありますがよろしく願いいたします。

次回、第 3 回委員会についてですが、予定では報酬・手当についての中問答申の内容を確認するつもりでございましたが、出場報酬について保留となっている部分があります。その点について、次回委員会の冒頭で答申書の案文を審査する際に、事務局から提出していただく資料を見ながら議論し、その結論を得て挿入しますか。(事務局了承) それでは、そういう議論の方向で行います。

それでは、次回、第 3 回委員会の開催日程を決めたいと思いますが、事務局としてはいつ頃がよろしいでしょうか。

(事務局)

11 月に予定しておりますが、事務局としては 11 月の第 2 週、8 日から 12 日の週で開催してはと思っておりますが、いかがでしょうか。時間については、事務局は午前午後のどちらでもよろしいです。

(委員長)

時間は今回と同じでよろしいと思います。皆さん、8日から12日のところで都合のつかない日がありますでしょうか。(委員及び助言者の予定調整の結果、11月11日)

それでは、次回開催は11月11日木曜日15時からといたします。場所はこちら、消防本部となります。

6 閉会

(委員長)

本日議論すべき事項は概ね終わることができたと思いますので、以上で本日の委員会を閉じたいと思います。皆さん大変ありがとうございました。